

## 物価高騰対策 水道料金(基本料金)の減免について

問 水道課 ☎ 0986-76-8812

### 水道料金(基本料金)の減免

- 対象者** 曾於市水道を使用している方(契約者)
- 減免額** 水道料金の基本料金の全額
- 減免期間** 令和7年度4期～6期(請求月11月～3月)  
※ 申請手続きは不要です



## 物価高騰対策 生活用水使用者給付金の支給について

### 生活用水使用者支援給付金

#### ① 小規模水道(集落水道)を使用している方

- 給付先** 小規模水道組合(代表者)
- 対象者** 次の条件を両方満たす方
  - ・令和7年10月1日に曾於市に住所がある組合加入者(世帯主)
  - ・区域内に居住し住宅にて生活用水として水道を使用している方
- 給付額** 1加入世帯当たり3,000円
- 申請期間** 10月1日～令和8年1月23日まで
  - ※ 給付金は小規模水道組合の代表者にお支払いします
  - ※ 給付金の取り扱いは、小規模水道組合にて決めていただきます
- 取扱例** 水道料金から差し引く など

#### ② 隣接市町水道を使用している方

- 対象者** 次の条件を両方満たす方
  - ・令和7年10月1日に曾於市に住所がある隣接市町の水道契約世帯の世帯主
  - ・水道契約している市内の住宅に居住し生活用水として水道を使用している方
- 給付額** 1戸当たり3,000円
- 申請期間** 10月1日～令和8年1月23日まで
  - ※ 申請には水道検針票または水道料金通知書の写しが必要です

#### ③ 自家水(井戸・湧水など)のみ使用している方

- 対象者** 次の条件を満たす方
  - ・令和7年10月1日に曾於市に住所があり、居住している住宅で自家水を生活用水として使用している方(世帯主)
- 給付額** 1戸当たり3,000円
- 申請期間** 10月1日～令和8年1月23日まで
  - ※ 住宅にて水道料金(基本料金)減免を受けている方は、給付金の対象外です
  - ※ ①②③の複数に該当する方は、いずれか一つに対する給付となります

### 問い合わせ

末吉本庁 水道課 ☎ 0986-76-8812  
 大隅支所 産業振興課 ☎ 099-482-5954  
 財部支所 産業振興課 ☎ 0986-72-0941



## Vitality 曾於ウォーク

問 保健課 健康増進係 ☎ 0986-76-8806

スマートフォン専用アプリ「Vitality」を活用した健康づくり事業です。ウォーキングなどの運動に取り組み毎週設定される週間目標を達成すると、さまざまな特典が獲得できます。本事業は包括連携協定を結んでいる住友生命保険相互会社の協力のもと実施します。



- 期間** 10月13日(月・祝)～12月7日(日)
- 対象** 曾於市在住・在勤の18歳以上の方
- 定員** 先着100名
- 申込期間** 10月6日(月)～10月12日(日)

## 子ども医療費の払い戻し申請はお済みですか？

問 こども未来課 子ども福祉係 ☎ 0986-76-8870

払い戻し申請の期限は  
受診月の翌月から6か月以内

受診月	申請期限
令和7年4月	令和7年10月末
" 5月	" 11月末
" 6月	" 12月末
" 7月	令和8年1月末
" 8月	" 2月末
" 9月	" 3月末

令和7年4月1日から、市内在住の高校生年代まで(満18歳到達後最初の3月31日まで)のお子さんが鹿児島県内の医療機関などを受診する場合、窓口で「子ども医療給付受給資格者証」と健康保険証またはマイナンバーカードを提示することで、医療費(健康保険適用分)の自己負担分を支払う必要がなくなりました。

また都城市・三股町の病院で医療費(健康保険適用分)を支払った場合は、すべて領収書を用いての払い戻し申請が必要となります。

払い戻し申請の期限は「受診月の翌月から6か月以内」です。まだ払い戻し申請がお済みでない方は、期限までの申請をお願いします。



### LINEでの払い戻し申請について

子ども医療費の払い戻し申請が市公式LINEでもできるようになりました。ぜひご活用ください。



- ※医療機関などの窓口で「子ども医療給付受給資格者証」を提示せずに医療費(健康保険適用分)を支払った場合は、すべて申請が必要です
- ※都城市・三股町の調剤薬局・歯科医院であっても、「子ども医療給付受給資格者証」が使用できない医療機関などを受診した場合には、申請が必要です
- ※容器代・入院時の部屋代・食事代など保険診療以外のものや、日本スポーツ振興センター災害共済給付制度に該当する場合は自己負担が発生します

- ▶送信された画像が不鮮明である場合、内容の確認ができません。領収書は1枚ずつ全体を撮影してください。
- ▶画像が正しい手順で添付されなかったことにより、受付できていないことがあります。お心当たりのある方は、お問い合わせください。
- ▶医療費の払い戻しが確認できるまでは、領収書を保管してください。